

令和4年度第1回（第37回）東京都北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和4年6月28日（火）

午後6時30分～午後8時30分終了予定

1 開 会

2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

（1）諮問（仮称）子ども・子育て支援総合計画の策定について

（2）北区教育ビジョン2020の改定について

（3）（仮称）子ども条例の制定について

（4）保育所待機児童数について

（5）私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について

（6）区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について

（7）学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について

3 その他

4 閉 会

（裏面あります）

【配布資料】

資料1	諮問 （仮称）子ども・子育て支援総合計画の策定について
資料2	北区教育ビジョン2020の改定について
資料3	（仮称）北区子ども条例の制定について
資料4	保育所待機児童数について
資料5	私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について
資料6	区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について
資料7	学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について

資料1

子ども・子育て会議

令和4年6月28日

(写)

4北教子字第1676号

令和4年6月20日

東京都北区子ども・子育て会議 殿

東京都北区長 花川 與惣太

東京都北区教育委員会

東京都北区子ども・子育て会議への諮問について

東京都北区子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、下記の事項を諮問します。

記

(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画の策定について

【裏面あります】

## 【趣旨】

東京都北区では、令和2年からの5か年計画として子ども・子育て支援法による「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を2つの柱として、「北区子ども・子育て支援計画2020」（以下、「既存計画」という。）を策定した。

このたび、既存計画の上位に位置付けられる北区基本構想及び北区基本計画について、令和5年度中の改定が予定されていることから、既存計画についても1年前倒しして改定するとともに、令和5年度末までの計画である「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」と統合し、区の子ども・子育て施策の総合的な計画となる、「（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画」（以下「次期計画」という。）を策定する。

## 【参考】

### （1）子ども・子育て支援事業計画

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めています。

### （2）次世代育成支援行動計画

北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定するとともに、個別目標では、主な取組により各事業の方向性を示しています。

### （3）北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）

子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するために策定しました。

本計画では、貧困の連鎖解消のための3つの柱に基づき、実効性の高い施策を掲載しています。

### （4）今後の予定

令和4年	7月～	計画策定庁内検討委員会設置
	10月	意識・意向調査の実施
令和5年	3月	意識・意向調査の報告書
	4月～	子ども・子育て会議内に作業部会立ち上げ 内容検討
	11月	（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画（案） 中間のまとめ策定
	12月～	パブリックコメント実施
令和6年	3月	（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画策定

## 北区教育ビジョン2020の改定について

## 1 要旨

北区教育ビジョン2020は、令和2年度から令和6年度末までの5か年計画として令和2年3月に策定した。

このたび、上位計画である北区基本構想及び北区基本計画について、令和5年度中に改定が予定されることから、北区教育ビジョン2020についても1年前倒しして改定するとともに、教育を取り巻く環境の変化、同ビジョンの進捗状況及び課題等を把握し、同ビジョンの改定（（仮称）北区教育ビジョン2024の策定）に着手する。

## 2 北区教育ビジョン2020改定スケジュール（予定）

## 【令和4年度】

令和4年	4月	検討委員会設置
	10月	北区教育ビジョン2020改定に係る区民意識・意向調査実施
令和5年	2月	北区教育ビジョン2020改定に係る区民意識・意向調査結果取りまとめ

## 【令和5年度】

令和5年	5月～	有識者、関係団体等との懇談会（意見聴取）
	12月～	パブリックコメント実施
令和6年	3月	（仮称）北区教育ビジョン2024策定

## (仮称)北区子ども条例の制定について

## 1 要 旨

北区では3つの優先課題に「子育てするなら北区が一番」を掲げており、また、「北区教育・子ども大綱」及び「北区子ども・子育て支援計画」において、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益実現をめざすことを明記している。

こうした中、貧困やいじめ、虐待等、子どもを取り巻く今日的な課題に対して、行政と家庭、地域、学校、子どもの施設、民間事業者など、すべての区民が一体となり、子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するため、(仮称)北区子ども条例(以下「条例」という。)を制定する。

## 2 経 過

平成27年4月	北区いじめ防止条例制定
平成29年3月	北区子どもの未来応援プラン策定
令和元年11月	北区教育・子ども大綱を策定
令和2年 3月	北区子ども・子育て支援計画2020策定
令和3年 8月	北区子ども・子育て会議にて条例の意義等を意見交換
令和4年 5月	庁内検討委員会設置

## 3 今後のスケジュール

令和4年 6月	子ども・子育て会議に報告、意見聴取
7月～	小学生との区政を話し合う会・中学生モニター ・高校生モニターにて子どもの意見聴取
令和5年 2月	条例の考え方とりまとめ
4月～	GIGAスクール端末によるアンケート実施
令和5年11月～	条例(案)とりまとめ パブリックコメント実施
令和6年 3月	区議会に条例(案)を上程

#### 4 その他

##### (1) 他自治体における「子どもの条例」の制定状況

令和3年4月 東京都が「東京都こども基本条例」を制定

※23区では令和4年4月までに5区が「子どもの条例」を制定（直近：中野区）。

##### (2) 国、都の動向

平成元年 児童の権利に関する条約が国連総会で採択  
（日本は平成6年に批准）

平成26年1月 子どもの貧困対策の推進に関する法律施行

令和元年 6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律改正

令和4年 2月 こども家庭庁設置法案が閣議決定  
（令和5年4月設置予定）

第36回子ども・子育て会議（令和4年3月28日）  
「（仮称）北区子ども条例についてのご意見（主なもの）」

1. 条例の制定について
  - ・制定することが望ましい。（複数意見）
2. 条例の名称について
  - ・「子どもの権利条例」としてはどうか。
3. 条例の体裁について
  - ・子どもたちが理解できるように、漢字にはフリガナを。
  - ・外国人の子どもたち等が理解できるように平易な言葉を使ったほうが良い。
4. 条例策定までのプロセス等について
  - ・「子どもの権利条約」に関する学習会を行う。
  - ・策定に至るプロセスを広く区民に公開する。
  - ・中学生モニターなどで子どもの意見を聞くことは良いこと。
  - ・モニター以外の児童・生徒等の意見も反映されるよう学校の授業などでの取り組み方を考えてほしい。
  - ・どういった所得層にある家庭の子どもたちに意見を聴くかといった点も重要である。
  - ・条例が何のために制定されるのかを、子どもたちがしっかり理解できるように進めてほしい。

## 5. 条例に盛り込まれることが期待される事項

### (1) 子育て・養育支援

- ・「保護者の役割として、子どものために周囲や区に支援を求めることは恥ずかしいことではない」こと等を盛り込んでほしい。
- ・区民が共通して「子どもは地域の未来である」ことや「地域全体で子どもを育てていく」、「全ての人が子どもの権利を尊重する理念を持つ」ということを理解できるようになればよい。
- ・子どもに関する活動を行っている民間団体や区民のネットワークを作ることが重要。

### (2) 育ち・学ぶ環境整備

- ・区民の方々が子どもの施設の活動（騒がしい声や音を伴う等）に理解を示すようになることよい。

### (3) 子どもの安心安全

- ・「権利が守られない場合、周囲の大人に助けを求めることができる」ことを盛り込んでほしい。
- ・権利擁護の第三者機関としてのオンブズマンをつくる。

### (4) 子どもの意見表明

- ・子どもたちが条例に対して苦情を申し入れることができる「苦情解決委員会」の設置が必要。

### (5) いじめ防止

- ・いじめ防止条例との関係の整理が必要。

### (6) 虐待の防止

- ・子ども自身が自分の権利を知る（自覚する）ことで、虐待の実態を自覚し、他者に助けを求めることにつながる。

### (7) 子どもの居場所

- ・子どもたちの居場所についても、記述が必要。

### (8) 子どもの貧困の防止

- ・子どもたちの貧困の防止についても、記述が必要。

【参考】先行他区では、「自分らしさ・個性の尊重」について条例に盛り込んでいる事例が見受けられる。

## 6. 条例制定後の取り組み

- ・どのくらいのスパンで見直しをしていくのか。
- ・子どもたち自身が条例のことをきちんと知って理解できるように、学校での読み合わせや、クラスでの掲出等を行ってほしい。

資料3当日配付

子ども・子育て会議資料

令和4年6月28日

子ども未来課子ども未来係

### 中学生モニター会議スケジュール（案）

【第1回会議】7月25日（月） 委嘱式終了後 13:50～15:00

1. 子ども条例についての説明

2. テーマについての説明

複数のテーマから各グループ1つ以上を選択し、討議する。

〔対象人数：15名（@5名／1グループ、3グループ）〕

3. 各グループ内で自己紹介、役割分担（司会、書記、発表等）を行う。

4. グループ毎にどのテーマを選ぶか話し合う。

【施設見学】7月27日（水）10:00～12:00

浮間子ども・ティーンズセンター

【第2回会議】7月29日（金）13:00～15:00

各グループで選択したテーマについての課題、原因、対策（区や地域が取り組むべきこと＝子ども条例制定に向けての意見）について話し合う。

【第3回会議】8月1日（月）13:00～15:00

1. 討論のまとめ

各グループで話し合った課題・原因・対策をグループの意見としてまとめ、

「発表用資料」（別紙様式・A4サイズ）に記入する。

2. 発表の準備

発表時に話す内容の検討、発表時の役割分担、発表の練習等。

3. 「発表用資料」の回収・コピー・配布

完成した「発表用資料」を回収して、コピーを取った後、返却する。

持ち帰り用として、所属する班の「発表用資料」のコピーを全員に配布する。

【発表会】8月3日（水）13:00～15:00

1. 「発表用資料」の配布及び発表についての説明

2. 発表（各班）

3. 講評・まとめの挨拶・質問受付

## 【グループ討論テーマ（案）】

### A グループ

- 1 幸せな家庭とはどんな家庭だと思いますか。  
（例：貧しくても親と過ごす時間が長く取れる家庭、やりたいことをなんでもやらせてもらえる家庭など）
- 2 クラスメイトがいじめられていたら、あなたはどんな行動をとりますか。  
（例：親に相談する、見て見ぬふりをする、いじめを止めに入るなど）
- 3 インターネット上でトラブルにあった時、あなたはどうしますか。  
（例：警察に相談する、トラブルの詳細を記録しておく、何もしないなど）

### B グループ

- 1 親から愛されていると感じる瞬間はどんな時ですか。  
（例：頑張りをほめてもらった時、愛を言葉にして伝えてもらった時など）
- 2 LGBTQの人が自分らしく過ごすために、どんな配慮が必要だと思いますか。  
（例：制服の廃止や自由選択制、個室の更衣室を設置するなど）
- 3 近所に住んでいる子を見て虐待かなと感じた時、あなたはどんな行動をとりますか。  
（例：児童相談所に連絡する、その子に声をかけて話を聞くなど）

※LGBTQ・・・性的少数者を表す総称のひとつ

※児童相談所・・・原則18歳未満の子どもに対する相談や通告について、子ども本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受け付けている場所

### C グループ

- 1 あなたが心地よいと感じる居場所はどこですか。  
（例：学校の保健室、習い事の仲良しグループ、自宅など）
- 2 生まれる国が選べるとしたら、どんな国を選びますか。  
（例：戦争のない国、大学まで全員が無料で通える国、医療費が無料の国など）
- 3 自分がいじめを受けた時、どんな環境なら学校や親に状況や自分の気持ちを伝えられますか。  
（例：入室しやすい相談室を作る、相談チャートを作るなど）

※チャート・・・図や表で表すこと

## 資料 4

子ども・子育て会議資料  
 子ども未来部子ども未来課  
 子ども未来部保育課  
 令和4年6月28日

## 保育所待機児童数について

## 1 要 旨

令和4年4月1日現在の待機児童数が、確定したので報告する。

## 2 待機児童の状況

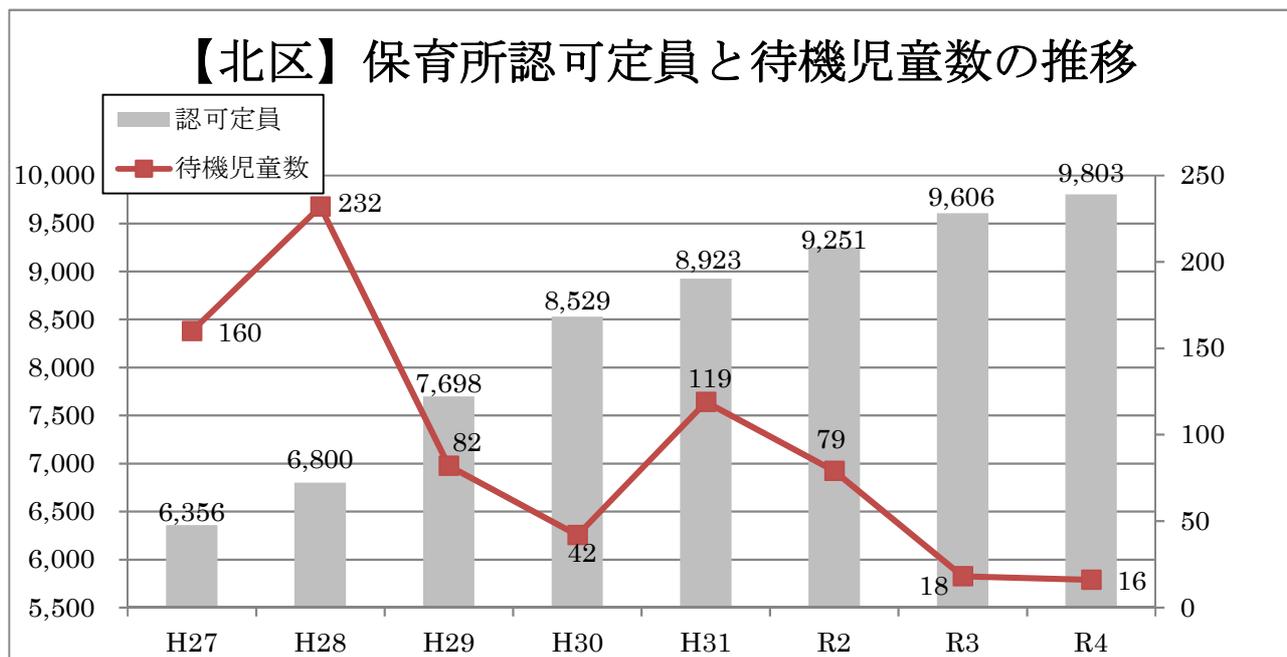
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和4年4月	0	16	0	0	0	0	16
令和3年4月	4	13	1	0	0	0	18
令和2年4月	13	41	20	5	0	0	79
平成31年4月	16	67	27	9	0	0	119
平成30年4月	3	29	2	8	0	0	42

○令和4年4月1日時点における7地区別の内訳

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
浮間地区	0	0	0	0	0	0	0
赤羽西地区	0	0	0	0	0	0	0
赤羽東地区	0	7	0	0	0	0	7
王子西地区	0	0	0	0	0	0	0
王子東地区	0	0	0	0	0	0	0
滝野川西地区	0	6	0	0	0	0	6
滝野川東地区	0	3	0	0	0	0	3
計	0	16	0	0	0	0	16

## 保育所待機児童数について(補足資料)

### 1 保育所認可定員と待機児童数の推移（各年4月1日現在）



※待機児童数の数値は、平成29年度までは従前のカウント方式、30年度以降は新カウント方式による値としている。

### 2 待機児童の状況（令和3年度・令和4年度比較表）

地区	令和3年4月						令和4年4月					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
浮間	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
赤羽西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤羽東	1	2	1	0	0	4	0	7	0	0	0	7
王子西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
王子東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滝野川西	3	9	0	0	0	12	0	6	0	0	0	6
滝野川東	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
計	4	13	1	0	0	18	0	16	0	0	0	16

### 3 今後の予定

待機児童が概ね解消された状況を踏まえ、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募を行わないが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討する。

## 私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について

### 1 要 旨

私立幼稚園である木内鳩の家幼稚園については、令和6年度当初からの幼稚園型認定こども園への移行に向けた準備を進めていく。また、移行のため、令和4年7月より施設の増築及び改修工事を行う。

### 2 木内鳩の家幼稚園の概要

設置主体：学校法人淡島学園

所在地：北区滝野川6-39-15

開設：昭和29年12月

現園舎は昭和54年の建設、2階建て、延べ床面積826.23㎡

定 員：

満3歳	3歳	4歳	5歳	合計
20人	50人	70人	70人	210人

教育時間・預かり保育実施時間：

教育時間 9時～14時

預かり保育実施時間 8時～9時及び教育時間終了後から18時まで

(月～金曜日の実施)

### 3 認定こども園移行後の定員・教育時間など

#### (1) 定 員

	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定児	60人	60人	60人	180人
2号認定児	10人	10人	10人	30人

#### (2) 教育時間等

##### 1号認定児：

教育時間 9時～14時

預かり保育実施時間 7時30分～9時及び教育時間終了後から

18時30分まで(月～土曜日の実施)

【裏面あります】

2号認定児：

預かり時間 7時30分～18時30分（9時～14時の教育時間を含む、  
月～土曜日の実施）

#### 4 今後の予定

令和4年	7月	園舎改修工事着工
	9月	園舎改修工事のための区補助金の補正予算案上程
令和5年	9月	園舎改修工事完了
令和6年	4月	認定こども園としての運営を開始

**区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における  
新型コロナウイルス感染症への対応について**

**1 令和 4 年度における区立小・中学校、区立幼稚園・こども園に関する感染及び臨時休業の  
状況（令和 4 年 6 月 6 日時点）**

(1) 幼児・児童・生徒及び教職員の感染者数（延べ人数）

令和 4 年	4 月					5 月					計
週（日）	27～ 2日	3～ 9日	10～ 16日	17～ 23日	24～ 30日	1～ 7日	8～ 14日	15～ 21日	22～ 28日	29～ 4日	
こども園 ・幼稚園	0 (0)	0 (0)	1 (0)	16 (2)	6 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (0)	29 (5)
小学校	125 (8)	95 (3)	127 (9)	123 (7)	103 (3)	57 (4)	59 (6)	59 (5)	62 (5)	32 (2)	842 (52)
中学校	15 (3)	21 (0)	26 (2)	27 (1)	19 (0)	7 (3)	26 (2)	19 (2)	7 (2)	10 (0)	177 (15)
合計	140 (11)	116 (3)	154 (11)	166 (10)	128 (3)	66 (9)	85 (8)	78 (7)	71 (8)	44 (2)	1,048 (72)

※教職員には会計年度任用職員・委託事業者従業員を含み、学童クラブ職員を除く

※（ ）内は教職員の人数（内数）

(2) 臨時休業・学年閉鎖の状況（延べ校数）

① 全学年休業数

令和 4 年	4 月	5 月	計
こども園・幼稚園	0	0	0
小学校	0	0	0
中学校	0	0	0
合計	0	0	0

## ② 学年閉鎖数

	4月	5月	計
こども園・幼稚園	1	0	1
小学校	0	3	3
中学校	0	0	0
合計	1	3	4

## ③ 学級閉鎖数

	4月	5月	計
こども園・幼稚園	0	0	0
小学校	13	3	16
中学校	0	0	0
合計	13	3	16

※全学年休業・学年閉鎖・学級閉鎖が引き続いている場合は、それぞれの学校数に計上  
※全学年臨時休業とする主な理由は、複数学年の児童・生徒が陽性者や濃厚接触者となった場合、  
または、教員に陽性者や濃厚接触者となったことにより、学校運営が困難な場合である。

## 2 リバウンド警戒期間の終了に伴う区立小・中学校、区立幼稚園・こども園の対応

### (1) 学校・園運営の基本方針

「北区立学校等における『新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』～令和4年度改訂版～(令和4年4月1日東京都北区教育委員会)」に準じ、引き続き、感染症対策を一層徹底して、学校・園運営を行う。

### (2) 児童・生徒等に対する指導

#### ① 教育活動

飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。

#### ② 部活動

区ガイドラインに従い、感染症対策を十分に講じ生徒の安全を最優先とした上で、部活動を実施する。

東京都中学校体育連盟が主催する大会等(東京都中学校吹奏楽連盟主催のコンクールを含む)へ参加する場合は、大会出場に登録する生徒に限定する等、必要最小限の人数として、生徒及び保護者へ参加の同意を確認する。

### ③ 学校行事等

区ガイドラインに準じ、感染症防止対策を十分に講じて実施する。

なお5月までの宿泊行事である小学校5年生の岩井自然体験教室（5校）、及び中学校3年生の修学旅行（5校）については、全て予定通り実施している。

## （3）学校生活における児童・生徒等のマスクの着用について

マスクを正しく着用することを原則としながら、夏季を迎えるにあたり、学校・園生活における児童・生徒等のマスク着用について、以下の取扱いとする。

### ① 学校生活において、マスク着用の必要がない場面

#### ア 屋外において

- ・人との距離（2メートル以上を目安）が確保できる場合
- ・人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合

#### イ 屋内において

人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合

#### ウ 学校生活全般において

屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動・運動会等の体育的行事、登下校の際

### ② 幼稚園・こども園の未就学児(2歳以上)について

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。

## 3 区立小・中学校における給食時の濃厚接触者を減らす取組みについて（第2号補正予算）

屋内で人との距離を確保できず、マスクを外す活動である給食時において、濃厚接触者を減らす取組みとして、机上に設置する3面パーティションを購入する。

なお同様のパーティションを導入済みの場合や、各教室の座席配置の工夫で距離を確保して感染対策を行うことが可能な場合には、他の新型コロナウイルス対策用品を購入する。

学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への  
対応について1 令和4年度における学童クラブ・保育園等に関する感染及び臨時休業の状況  
(令和4年6月6日時点)

## (1) 利用者推移

## ①学童クラブ等利用者推移

年/月/日	4/4/30	4/5/31
在籍者 a	3,248 人	3,233 人
利用者 b	2,176 人	2,271 人
利用率 b/a	67.0%	70.2%

## ②保育園利用者推移（区立直営園）

年/月/日	4/4/28	4/5/31
在籍者 a	2,621 人	2,638 人
利用者 b	2,246 人	2,369 人
利用率 b/a	85.7%	89.8%

## (2) 学童クラブ、放課後子ども教室、保育園の感染者数（延べ人数）

令和4年	4月					5月					計
	週(日)	27~ 2日	3~ 9日	10~ 16日	17~ 23日	24~ 30日	1~ 7日	8~ 14日	15~ 21日	22~ 28日	
学童クラブ ※	1	2	1	2	2	1	2	3	3	1	18
放課後 ※ 子ども教室	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	3
保育園	149	183	149	93	65	30	51	80	56	32	888
合計	150	185	150	96	68	31	54	83	59	33	909

※児童の感染者数は、教育振興部報告にて計上。

【裏面あります】

### (3) 休室・休園等の状況（延べ室園数）

令和4年		4月					5月					計
週（日）		27～ 2日	3～ 9日	10～ 16日	17～ 23日	24～ 30日	1～ 7日	8～ 14日	15～ 21日	22～ 28日	29～ 4日	
学童クラブ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後 子ども教室		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保 育 園	部分休園	13	11	10	7	3	0	5	6	5	3	63
	全面休園	1	3	1	0	0	0	1	0	1	0	7
合計		14	14	11	7	3	0	6	6	6	3	70

## 2 まん延防止等重点措置・リバウンド警戒期間終了後の対応（令和4年6月6日時点）

	現在の運営状況
学童クラブ	感染症対策に留意し、通常どおり運営  ※まん延防止等重点措置終了後（3/22～）から、 通常運営に移行
放課後子ども教室 ※	
児童館・子どもセンター ※	
保育園	
児童発達支援センター	

## 3 濃厚接触者の特定、PCR検査

保健所業務の逼迫を受け、令和4年1月以降、厚生労働省や北区保健所から示されている基準を参考に、子どもわくわく課・保育課において濃厚接触者を特定している。

今年度も引き続き、感染者が発生した際、施設内の疫学調査において濃厚接触者及び接触者に特定されなかった職員（希望する者）についてもPCR検査を実施することにより、休業期間や範囲の縮小に努めている。

## 4 在宅要支援児受入体制整備事業

令和4年度から、保護者等の養育者が新型コロナウイルス感染症に罹患し入院が必要になり、保護者等の家族以外に養育者がいない場合に、子どもを預かり、食事、入浴及び見守り等の必要な支援を行う業務を東京北医療センターへの委託により実施している。受入れ後は、必要に応じて子どもにPCR検査を実施し健康状態を把握するとともに、関係機関との連絡調整や送迎等を行う。